

第5章

子ども・子育て支援事業計画



1 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき定めるものであり、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて作成します。

(1) 利用状況及び利用希望の把握

「子ども・子育て支援事業計画」の作成に当たり、子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

(2) 利用希望把握調査の概要

①調査の種類

調査名	調査対象
目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査 (小学校就学前児童保護者)	区内在住の小学校就学前児童保護者 3,000人
目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査 (小学生保護者)	区内在住の小学生保護者 3,000人
子どもの生活と意識に関する調査	区内在住の小学5年生全員
10代の生活と意識に関する調査	区内在住の平成31年4月1日現在 14歳・17歳全員

②調査方法

郵送配付一郵送回収

③調査期間

平成30年10月10日から11月1日

④回収状況と回収率

調査名	発送数	回収数	回収率
小学校就学前児童保護者調査	3,000	1,469	49.0%
小学生保護者調査	3,000	1,641	54.7%
子どもの生活と意識に関する調査(小5)	1,874	901	48.1%
10代の生活と意識に関する調査(14歳)	1,704	673	39.5%
10代の生活と意識に関する調査(17歳)	1,767	504	28.5%

2 計画期間中の子どもの数の推移

●0歳から5歳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,391	2,354	2,300	2,251	2,189
1歳	2,467	2,432	2,395	2,340	2,291
2歳	2,544	2,509	2,474	2,436	2,380
3歳	2,533	2,587	2,552	2,516	2,477
4歳	2,550	2,580	2,632	2,595	2,559
5歳	2,498	2,595	2,627	2,677	2,639
合計	14,983	15,057	14,980	14,815	14,535

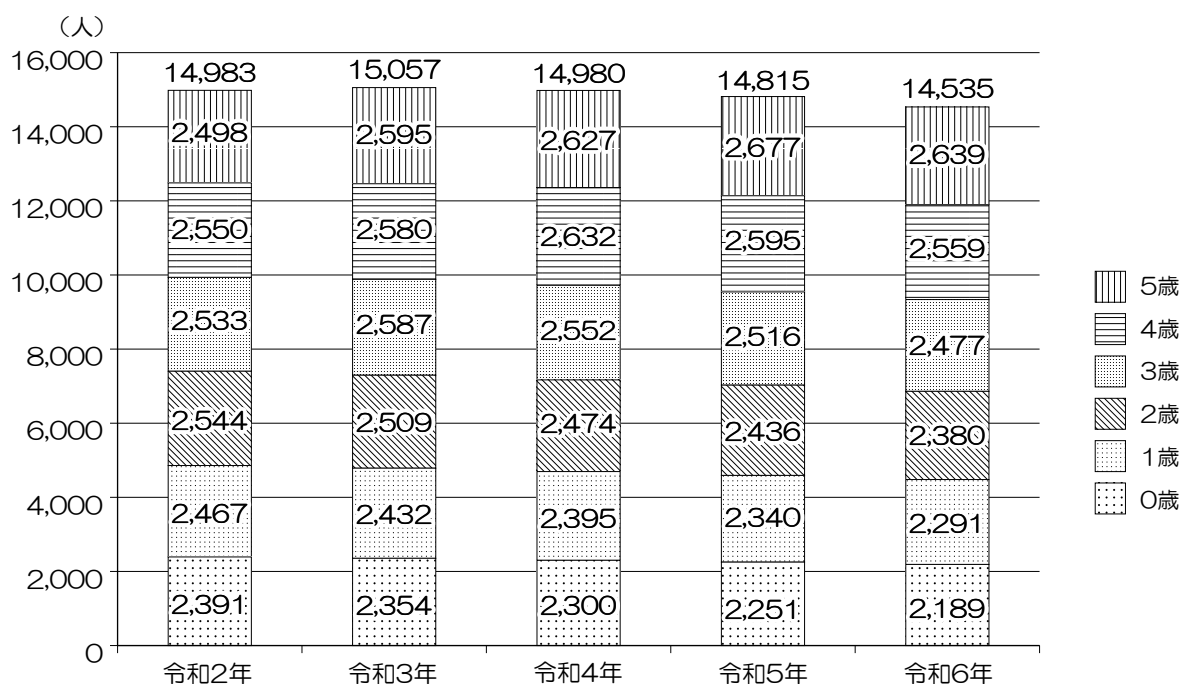
●6歳から11歳（小学生）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
6歳	2,266	2,498	2,595	2,627	2,677
7歳	2,236	2,266	2,498	2,595	2,627
8歳	2,028	2,236	2,266	2,498	2,595
9歳	2,066	2,028	2,236	2,266	2,498
10歳	2,013	2,066	2,028	2,236	2,266
11歳	1,899	2,013	2,066	2,028	2,236
合計	12,508	13,107	13,689	14,250	14,899

●12歳から17歳（中高生）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
12歳	1,877	1,899	2,013	2,066	2,028
13歳	1,808	1,877	1,899	2,013	2,066
14歳	1,794	1,808	1,877	1,899	2,013
15歳	1,707	1,794	1,808	1,877	1,899
16歳	1,712	1,708	1,795	1,809	1,877
17歳	1,676	1,712	1,709	1,796	1,810
合計	10,574	10,798	11,101	11,460	11,693

図表5-1 計画期間中の0歳から5歳の人口（推計）



3 教育・保育に関する計画

(1) 区域

教育・保育提供区域は、目黒区内を1区域とします。なお、保育施設については、認可保育園や地域型保育事業の申込者数や待機児童数を勘案した「重点地域」を設け、計画的な施設整備を行っていきます。

(2) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

教育・保育の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果をもとに量の見込みを算出し、整備計画に反映しました。

認定区分について

認定区分	1号	2号	3号
対象となる子ども	満3歳～5歳	満3～5歳で保育が必要	0～2歳で保育が必要
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・地域型保育施設

整備年度		令和2年度 (3年4月1日開設)	令和3年度 (4年4月1日開設)	令和4年度 (5年4月1日開設)	令和5年度 (6年4月1日開設)	令和6年度 (7年4月1日開設)	
量の見込みの合計 A		11,638	11,895	11,887	11,873	11,903	
認定区分	1号認定(3-5歳) ①	3,078	3,152	3,031	3,012	3,015	
	2号認定(3-5歳)	幼児期の学校教育の利用希望が強い者 ②	458	469	472	470	463
		その他 ③	4,380	4,472	4,525	4,547	4,575
	3号認定(0-2歳)	0歳 ④	798	817	827	831	834
		1歳から2歳 ⑤	2,924	2,985	3,032	3,013	3,016
確保内容の合計 B		12,032	12,173	12,102	12,084	12,140	
確保内容	認可保育所	7,492	7,550	7,596	7,600	7,660	
	認定こども園	180	180	180	180	180	
	地域型保育施設	293	293	293	293	293	
	区立幼稚園	70	70	70	70	70	
	認証保育所	426	426	426	426	426	
	その他 認可外保育施設	34	34	34	34	34	
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-	
	幼稚園	3,079	3,151	3,031	3,011	3,014	
	幼稚園預かり保育(長時間・通年)	458	469	472	470	463	
確保内容と量の見込みの差 B-A		394	278	215	211	237	
(認定区分別の確保内容内訳)		-	-	-	-	-	
1号認定(3-5歳)・量の見込み(①再掲)		3,078	3,152	3,031	3,012	3,015	
確保内容の小計 ⑥		3,733	3,816	3,699	3,677	3,673	
確保内容	認定こども園	126	126	126	126	126	
	区立幼稚園	70	70	70	70	70	
	幼稚園	3,079	3,151	3,031	3,011	3,014	
	幼稚園預かり保育(長時間・通年)	458	469	472	470	463	
確保内容と量の見込みの差 ⑥-①		655	664	668	665	658	
2号認定(3-5歳) 幼児期の学校教育の利用希望が強い者・量の見込み(②再掲)		458	469	472	470	463	
確保内容の小計 ⑦		458	469	472	470	463	
確保内容	幼稚園	458	469	472	470	463	
確保内容と量の見込みの差 ⑦-②		0	0	0	0	0	
2号認定(3-5歳) その他・量の見込み(③再掲)		4,380	4,472	4,525	4,547	4,575	
確保内容の小計 ⑧		4,480	4,507	4,532	4,557	4,593	
確保内容	認可保育所	4,310	4,337	4,362	4,387	4,423	
	認定こども園	54	54	54	54	54	
	認証保育所	116	116	116	116	116	
	その他 認可外保育施設	0	0	0	0	0	
確保内容と量の見込みの差 ⑧-③		100	35	7	10	18	
3号認定(0-2歳) 0歳・量の見込み(④再掲)		798	817	827	831	834	
確保内容の小計 ⑨		817	823	829	835	841	
確保内容	認可保育所	639	645	651	657	663	
	地域型保育施設	80	80	80	80	80	
	認証保育所	89	89	89	89	89	
	その他 認可外保育施設	9	9	9	9	9	
確保内容と量の見込みの差 ⑨-④		19	6	2	4	7	
3号認定(0-2歳) 1歳から2歳・量の見込み(⑤再掲)		2,924	2,985	3,032	3,013	3,016	
確保内容の小計 ⑩		3,002	3,027	3,042	3,015	3,033	
確保内容	認可保育所	2,543	2,568	2,583	2,556	2,574	
	地域型保育施設	213	213	213	213	213	
	認証保育所	221	221	221	221	221	
	その他 認可外保育施設	25	25	25	25	25	
確保内容と量の見込みの差 ⑩-⑤		78	42	10	2	17	

4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域は、目黒区内を1区域とします。

(2) 量の見込み及び確保内容

地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果をもとに、国の手引きに準拠して量の見込みを算出し、計画に反映しました。

①利用者支援事業

事業名	利用者支援事業
事業概要	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する。 母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する。
事業の今後の方向性	児童館などの地域の子育て施設に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等を行う出張相談を、併せて行っていく。

<基本・特定型>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0

<母子保健型>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0

②時間外保育事業

事業名	延長保育事業
事業概要	開園時間を越えて保育が必要な場合は延長保育を実施する。
事業の今後の方向性	認可及び小規模保育所新規開設園で順次実施し、拡大していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,370	2,382	2,370	2,344	2,299
確保内容	施設	96	99	101	102	103
	②人数	2,474	2,499	2,526	2,510	2,525
②-①		104	117	156	166	226

③放課後児童健全育成事業

事業名	学童保育クラブ
事業概要	【学童保育クラブ】 共働きやひとり親家庭等の子どもたちの放課後及び学校休業中の生活の場として保育を行う事業で、小学1年生から3年生（一部の学童保育クラブは、1年生～6年生）を対象としている。
事業の今後の方向性	少子高齢化社会を迎え、今後共働き家庭等が増加することが見込まれる中、就労支援、子どもの安全・安心な居場所を確保するため、実態に即した運営方法等について創意工夫しながら、事業を継続していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1年生	864	970	1,025	1,068	1,112
	2年生	744	760	834	878	897
	3年生	402	425	411	432	427
	4年生	28	34	45	53	66
	5年生	7	9	10	13	15
	6年生	7	9	10	13	15
	①計	2,052	2,207	2,335	2,457	2,532
確保内容	施設	35	39	41	44	47
	②人数	2,196	2,316	2,376	2,466	2,556
②-①		144	109	41	9	24

④障害児の子ども・子育て支援等の利用事業

事業名	障害児の子ども・子育て支援等の利用事業
事業概要	保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を図る。
事業の今後の方向性	継続する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (人数)	保育園	42	42	41	40	39
	幼稚園	53	54	55	55	54
	区立幼稚園	12	12	12	12	12
	認定 こども園	29	29	29	29	29
	放課後児童 健全育成事 業（学童保 育クラブ）	22	22	24	25	26
	①計	158	158	161	161	160
確保 内容	②人数	158	158	161	161	160
	②-①	0	0	0	0	0

※保育園（認可）・幼稚園・認定こども園については、143ページの表の内数になる。また、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）は、145ページ「③放課後健全育成事業」の表の内数となる。

⑤新・放課後子ども総合プラン

事業名	ランドセルひろば（拡充） 学童保育クラブは別掲「③放課後健全育成事業」に掲載
事業概要	【ランドセルひろば（拡充）】 国が推進する放課後子ども総合プランは、放課後等に一時的に使用していない特別活動室など小学校施設を活用し、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子供教室（ランドセルひろばや子ども教室など）を同一小学校内で実施する、いわゆる一体型事業の計画的な整備を主として進めていくこととしている。
事業の今後の方向性	区における放課後子ども総合プランについては、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、一体型を中心とした小学校内学童保育クラブとランドセルひろば（拡充）等の計画的な整備を実施可能な小学校から順次実施していく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保内容 (箇所数)	2か所	8か所	11か所	14か所	17か所

⑥子育て短期支援事業

事業名	子どもショートステイ
事業概要	区内在住の3歳から12歳（小学生）以下の子どもを対象に、保護者が病気・出産・看護・仕事などで子どもの世話をする人がいないとき、区が委託した児童養護施設で短期間（1回につき6泊7日まで）預かる。
事業の今後の方向性	事業はこれまでどおり継続するとともに、3歳未満のショートステイ事業やトワイライト事業（宿泊を伴わないで養育を行う）について必要性も含めて検討を行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	109	113	117	120	122
確保内容	施設	1	1	1	1
	②人数	130	130	130	130
②-①	21	17	13	10	8

⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業名	養育支援訪問事業
事業概要	養育支援が必要と判断した家庭に対して養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図る。
事業の今後の方向性	継続する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266
②確保内容	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266
②-①	0	0	0	0	0

⑧地域子育て支援拠点事業

事業名	子育てふれあいひろば事業
事業概要	子育て家庭の親と子ども（主として概ね3歳未満）の子育て家庭を中心にあそびのひろばを提供しながら、子育て相談や子育て情報等の提供を行うことにより、子育て家庭への支援を行う。
事業の今後の方向性	NPO法人、民間事業者など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図るため、民間ひろばの参入を促進し、地域で活動する団体・NPO等と更なる連携を図ることで子育てふれあいひろば事業の拡充を進めていく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 〔人/年度〕		40,025	39,447	38,766	37,998	37,095
確保 内容	整備数	11	12	13	14	15
	②人数	35,255	36,452	37,649	38,846	40,043
②－①		▲4,770	▲2,995	▲1,117	848	2,948

⑨一時預かり事業（幼稚園）

事業名	預かり保育（幼稚園）
事業概要	保護者の就労や急用等の際に、幼稚園の通常の開園時間前後や長期休暇中に在園児の預かりを行う。
事業の今後の方向性	長期休暇期間に一時預かりを行っていない園（1号認定を対象として預かりを行う園）については、預かり可能人数が量の見込みと同程度であるため、事業を継続する。 また、長期休暇期間に一時預かりを行っている園（2号認定を対象として預かりを行うことができる園）の預かり可能人数についても量の見込みと同程度であるため、事業を継続する。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
①量の見込み 〔人/年〕	69,770	36,139	71,436	37,002	71,887	37,235	71,675	37,126	70,635	36,587	
確保 内容	整備数	10	4	10	5	10	5	10	5	10	6
	②人数	69,770	36,139	71,436	37,002	71,887	37,235	71,675	37,126	70,635	36,587
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩一時預かり事業

事業名	一時保育事業（緊急一時保育・一時保育） ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	【一時保育事業】 緊急一時保育……保護者が病気、出産、家族の入院などで急に子どもの世話ができなくなり、家族の中に世話をする人がいない場合に、区立保育園で一時的に子どもを預かる。 一時保育……保護者のリフレッシュなど一時的に保育が必要な場合に一時的に保育する。 【ファミリー・サポート・センター事業】 地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人（利用会員）」と「子育ての手助けができる人（協力会員）」が相互援助を行う。
事業の今後の方向性	【一時保育事業】 緊急一時保育については、今後、公立園の民営化に伴い確保数は減少する。 一時保育については、新規に開園する認可保育園にて事業を行っていく。 【ファミリー・サポート・センター事業】 継続する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み〔人/年〕		15,310	15,128	14,782	14,414	13,911
②確保内容	一時保育事業(認可)	7,392	8,064	8,736	9,408	10,080
	緊急一時保育	3,060	3,060	2,880	2,700	2,700
	一時保育事業(認証)	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
	ファミリー・サポート・センター	5,187	5,187	5,187	5,187	5,187
②-①		1,337	2,182	3,029	3,889	5,064

⑪病児・病後児保育

事業名	病後児保育
事業概要	保育園等に通園している児童が、病気の回復期で集団保育が困難な時期に専用の施設で保育を行う。
事業の今後の方向性	現在3か所で実施しているが、1地区1か所以上となるよう整備していく。 ※病児保育については、今後検討する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み 〔人/年〕	1,920	2,400	2,880	2,880	2,880	
確保 内容	施設数	4	5	6	6	6
	②人数	2,688	3,360	4,032	4,032	4,032
②-①	768	960	1,152	1,152	1,152	

⑫子育て援助活動支援事業

事業名	ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
事業概要	地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人（利用会員）」と「子育ての手助けができる人（協力会員）」が相互援助を行う。
事業の今後の方向性	継続する。協力会員確保に向けた検討を行う。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	低学年	630	660	690	718	751
	高学年	170	178	186	194	202
②確保内容		893	893	893	912	953
②-①		93	55	17	0	0

⑬妊婦健康診査

事業名	妊婦健康診査
事業概要	妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊娠中に14回、医療機関に委託して健康診査を実施する。妊婦超音波検査も1回公費負担する。
事業の今後の方向性	継続して実施していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	妊娠届出 件数	3,038	2,991	2,922	2,860	2,781
	妊婦健診 実施件数	29,543	29,086	28,419	27,813	27,047
確保内容		<p>【健診回数】</p> <p>(1) 妊娠満23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠満24週から35週までは、2週間に1回 (3) 妊娠満36週から分娩までは、1週間に1回</p> <p>【検査項目】</p> <p>(1回目) 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査、血液型（ABO型、Rh（D）型）、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒（梅毒血清反応検査）、B型肝炎（HBs抗原検査）、C型肝炎、風疹（風疹抗体価検査）</p> <p>(2回目から14回目) 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導……毎回 クラミジア抗原……妊娠初期から30週 経膈超音波……妊娠20から26週 HTLV-1抗体……妊娠30週までに 貧血……妊娠28から32週、36週から 血糖……妊娠24から28週 B群溶連菌……妊娠33から37週 NST（ノン・ストレス・テスト）……妊娠36週から</p> <p>【超音波検査】</p> <p>1回公費負担……主治医と相談し妊婦健康診査と一緒に利用</p> <p>【子宮頸がん検診】</p> <p>1回公費負担……妊娠初期に主治医と相談し妊婦健康診査と一緒に利用</p>				

⑭乳幼児全戸訪問事業

事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業概要	子育て家庭の福祉を増進するとともに、併せて「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第5条に規定する児童虐待の早期発見を行う。
事業の今後の方向性	継続して実施していく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,391	2,354	2,300	2,251	2,189
確保内容	①乳児訪問希望者に対して保健師あるいは委託による助産師が訪問指導を行う。 ②訪問希望の有無についての返答がなかった家庭について、継続して連絡、訪問等を行う。 ③子どもが生まれた家庭全戸に対して、訪問またはコンタクトがとれるように、乳児健診等他事業の受診状況等を考慮しながら、虐待等の早期発見を目指す。				

卷末資料



1

目黒区子ども総合計画改定の経緯

日程	内容
平成30年度	6月5日 平成30年度 第1回子ども施策推進会議 「子ども総合計画改定に向けての基本的な考え方について諮問」
	7月24日 平成30年度 第1回子ども施策推進会議小委員会
	9月4日 平成30年度 第2回子ども施策推進会議
	10月10日 子ども総合計画改定に係る基礎調査実施 ～11月1日
	11月24日 区主催による中高生意見聴取会「中高生ミライ計画部@めぐろ」～キミの“やりたい”を、始めよう～
	12月25日 平成30年度 第3回子ども施策推進会議
	2月3日 子ども施策推進会議による子育て支援団体（子ども食堂）へのヒアリング
	2月3日 子ども施策推進会議による意見聴取会
	2月4日 子ども施策推進会議による意見聴取会
	2月14日 子ども施策推進会議による子育て支援団体（地域の学習支援）へのヒアリング
	3月5日 平成30年度 第2回子ども施策推進会議小委員会
	3月26日 平成30年度 第4回子ども施策推進会議
令和元年度	6月4日 令和元年度 第1回子ども施策推進会議
	7月23日 令和元年度 第2回子ども施策推進会議
	7月31日 子ども施策推進会議会長から区長へ答申
	9月3日 令和元年度 第3回子ども施策推進会議 「目黒区子ども総合計画（令和2年度～令和6年度）の素案（案）について」
	9月4日 子ども総合計画（令和2年度～令和6年度）素案を政策決定会議決定
	9月11日 めぐろ区報、区ホームページ等で素案公表 ～10月17日 区民意見募集
	9月20日 素案について区民説明会
	9月21日 素案について区民説明会
	11月19日 令和元年度 第1回子ども施策推進会議小委員会
	1月28日 令和元年度 第4回子ども施策推進会議 「子ども総合計画案（令和2年度～令和6年度）について（案）」
	2月13日 子ども総合計画案（令和2年度～令和6年度）（案）を政策決定会議決定
	3月 子ども総合計画（令和2年度～令和6年度）を決定

2

目黒区子ども施策推進会議委員名簿

(平成30年6月5日から令和2年3月31日まで)

選任区分	役職名	氏名	所属団体等	任期
学識経験者	会長	金子 恵美	日本社会事業大学社会福祉学部教授	
	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授	
	委員	大竹 智	立正大学社会福祉学部教授	
	委員	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部准教授	
	委員	蒲生 俊宏	日本社会事業大学社会福祉学部教授	令和元年6月3日まで
	委員	片川 智子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	令和元年6月4日から
関係団体等	委員	松金 一江	目黒区民生児童委員協議会 (目黒区主任児童委員)	
	委員	橋本 睦	目黒区青少年委員会	
	委員	佐藤 睦子	目黒区立小学校PTA連合会	令和元年6月3日まで
	委員	本城 弘生		令和元年6月4日から
	委員	谷田部 公宗	目黒区立中学校PTA連合会	令和元年6月3日まで
	委員	大庭 明典		令和元年6月4日から
	委員	宮崎 哲	保育園利用者	
	委員	山本 礼子	子ども家庭支援センター利用者	令和元年6月3日まで
	委員	植田 泰	めぐろ子育て連絡会	令和元年6月4日から
	委員	館野 ゆかり	目黒区障害者団体懇話会	令和元年6月3日まで
	委員	岩男 加代		令和元年6月4日から
	委員	山賀 明子	児童館ボランティア	令和元年6月3日まで
	委員	安藤 功	目黒区住区住民会議連絡協議会	令和元年6月3日まで
	委員	水口 紀勝		令和元年6月4日から
	委員	松澤 俊明	一般社団法人目黒区産業連合会	
	委員	平塚 通彦	目黒区私立幼稚園協会	
	委員	辻 妙	目黒区幼稚園父母の会	令和元年6月4日から
	委員	水野 恭子	社会福祉法人目黒区社会福祉協議会	
	委員	北村 衛也	目黒区私立認可保育園園長会	
	委員	久保田 桂子	目黒区認証保育所連絡会	
公募区民	委員	篠原 美幸	公募委員	令和元年6月3日まで
	委員	稲生 美登里		令和元年6月3日まで
	委員	齊藤 景子		令和元年6月4日から
	委員	中野 尚子		令和元年6月4日から
学校関係	委員	伊藤 正泰	目黒区立小学校長会	令和元年6月3日まで
	委員	村尾 勝利		令和元年6月4日から
	委員	永久保 佳孝	目黒区立中学校長会	令和元年6月3日まで
	委員	中川 博英		令和元年6月4日から
	委員	藤本 多眞美	東京私立中学高等学校協会第七支部	令和元年6月3日まで
委員	田中 秀幸	令和元年6月4日から		

3

用語解説（50音順）

この解説は、本計画に記載されている用語についてのものです。本文中には（※）で表示してあります。

ア行

ICT機器

ICTとは、情報通信技術（Information and Communication Technology）の略であり、ICT機器にはコンピュータのほか、プロジェクタ、実物投影機、デジタルカメラ、インターネット等、様々なものがある。

医療的ケア

家族や看護師が医師の指導のもとに日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な行為。

カ行

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。

学校評議員

学校評議員の役割は、各学校の校長の求めに応じて、教育目標・計画や地域との連携の進め方など学校運営に意見などを述べること。校長は、この意見を参考に特色ある学校、開かれた学校づくりを進めていく。

学校ひろば

子どもたちや地域の安全な遊び場として、区立小・中学校の校庭を区民に開放している。

家庭福祉員

保育者の家庭等で子どもを預かる保育サービス、いわゆる保育ママ。

基礎調査

子育てサービスのニーズや子育ての現状を把握し、子ども総合計画改定に向けた基礎資料とするため、就学前児童保護者3,000人、就学児童保護者3,000人のほか、子ども（小学5年生・中学2年生・高校2年生世代全員）に行った調査。

教育委員会

教育委員会は、法律（地方自治法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律など）に基づき、教育に関する仕事を専門的に行う目黒区の行政委員会。教育委員会は教育長及び4人の教育委員で構成し、その下に、事務局、教育機関（学校、幼稚園、社会教育館、図書館など）がある。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。（人口動態統計（厚生労働省）参考資料より抜粋）

子育てスーパーバイザー

児童にかかわる問題等の改善、児童及び保護者へのカウンセリングの充実等を目的とし、児童館・保育園の職員の資質を向上させるために派遣する臨床心理士等。

子ども教室

区立小学校の施設等において、学校の休業日等に子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する事業で、目黒区の放課後フリークラブ事業の一つ。

子ども施策推進会議

子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くための区長の付属機関。

子ども・子育て支援新制度

子育て家庭を支援するため、子育て相談や一時預かりなど、①地域の様々な子育て支援を充実する②待機児童の多い3歳未満の子どもを対象に区の認可事業として地域型保育事業を新設する③幼稚園・保育園に加え、認定こども園も含めて、幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めることなどを目的にした制度で、平成27年4月からスタートした。

子ども・子育てネット

目黒区の子どもと子育てについての情報が掲載されている行政サイト。子育て関連施設の情報やイベント情報や行事のお知らせ、子育てグループの団体紹介などを掲載している。

サ行

次世代育成支援対策推進法

平成27年3月31日までの10年間の時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長するなどの一部改正が行われた。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する法律である。（次世代育成支援対策推進法概要（厚生労働省資料）より抜粋）

児童の権利に関する条約

1989年に、国連総会において採択された条約。18歳未満のすべての子ども（児童）を対象として子どもの人権について規定するとともに、子どもの権利や自由の尊重及び確保の観点から必要となる事項について規定している。日本は1994年にこの条約を批准した。

児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

児童福祉法

昭和22年に制定された児童についての総合的法律。児童等の定義のほか、保育所等の児童福祉施設、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子供教室（ランドセルひろばや子ども教室など）の計画的な整備等を進める。

スクールソーシャルワーカー

学校をベースにしてソーシャルワーク（福祉）的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことで、活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをすること。困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な人びと（家族・教員・友人など）や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家。

摂食障害

器質的疾患や特定の精神疾患（うつ病など）に起因せず、食行動の異常をきたす病態の総称。本人の意図的な不食による極端な痩せが見られる「神経性無食欲症」と過食を繰り返す「神経性過食（大食）症」に大別される。主に、思春期に近い子どもから閉経期の女性に見られるが、青年期から若い成人期の女性が最も多く見られる。

夕行

地域型保育事業

19人以下の少人数の単位で、3歳未満児の保育を行う。区の定めた基準による認可事業。

○事業類型

- ・ 家庭的保育……………家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に保育を行う。
- ・ 小規模保育……………少人数（定員6人～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う。
- ・ 居宅訪問型保育……………障害・疾病などで個別のケアが必要な子どもを保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・ 事業所内保育……………事業所の保育施設などで従業員の子どものもとで地域の子どもと一緒に保育を行う。

定期利用保育

認可外保育施設の専用スペースや認可保育園開設時の空きスペースにおいて、保育が必要な児童を一定程度継続的（2か月以上）に保育する事業。

特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦の

ことをいう。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととされている。（文部科学省HPから引用）

特別支援教室

通常の学級に在籍している、知的発達に遅れのない発達障害の児童（自閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害に該当する児童）や情緒障害の児童に対して、在籍校における指導を行う教室。

ナ行

認可外保育施設

児童福祉法第35条第3項に基づき区市町村が設置を届け出た、または同条第4項に基づき民間事業者等が都道府県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。

また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。（東京都HPから引用）

認可保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）に適合して都道府県知事に認可された施設のこと。

認証保育園

多様化する保育ニーズに応えるために、東京都が創設した制度で、大都市の特性に着目した都独自の基準により一定の条件を満たした認可外の保育施設を都が認証したもの。

妊娠高血圧症候群

妊娠20週以降から分娩後12週の間、妊娠が原因で高血圧や蛋白尿の症状を呈する疾患。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。現在、目黒区立は2園（いずれも幼稚園型）。

ネグレクト

児童虐待の4つの行為類型のひとつ。必要な衣食住の世話をしない、子どもの健康・安全への配慮を怠る、子どもを遺棄する、学校に登校させない等の行為。

八行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。（発達障害者支援法（平成16年法律第167号））

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことであり、建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこともバリアフリーの重要な側面である。

パパママの育児教室・育児学級

「パパママの育児教室」は、どちらか（または、どちらも）が初めて子育てをする妊婦・パートナーを対象に、沐浴実習や育児体験を行う事業。「育児学級」は、保護者を対象に、子育てに必要な知識を学ぶための講義や実習を実施し、交流会を開催する事業。

PDCAサイクル

plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

ファミリー・サポート・センター

子育て支援のための会員制の組織。育児援助を希望する方に、育児援助を行いたい方を紹介し、一時的・短期的に地域で子育てを支えあう制度。

放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る文部科学省の事業。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に対して、放課後及び夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための各種療育、創作活動や余暇活動支援等を行うとともに、放課後等の居場所を提供する通所サービス。

放課後フリークラブ

放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性等を養う事業。「ランドセルひろば」事業と「子ども教室」事業がある。

ほ・ねっとひろば

子育てに困ったとき、不安や悩みがあるときに相談できる区の子育て総合相談窓口で、総合庁舎別館2階に設置されている。子育て家庭の困りごと等に合わせて、情報の提供や支援の紹介などを行うほか、電話や来所での子育て相談を行う。また、あそび場所としての「子育てふれあいひろば」があり、手遊び、読み聞かせや子育てミニ講座などを行っている。

マ行

民生委員・児童委員、主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。(厚生労働省HPから引用)

めぐろう

目黒区が平成20年度から発行している中学・高校生タウン情報誌の名称で、中高生編集員を毎年募集し、取材や編集活動等を行い、自らの力で冊子をつくりあげる。

めぐろ はあと ねっと

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため設置した制度。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

幼稚園の預かり保育

通常の教育課程に係る時間の前後、または長期休暇中（夏休みなど）に行っている教育活動。就業等の理由で、教育時間外の延長保育を求める保護者からの要望もあり、近年拡大傾向にある。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童に関し、関係者間（児童相談所、子ども家庭支援センター、保健機関、学校、警察等）で情報の交換と支援の協議を行う機関。

ラ行

ランドセルひろば

区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する事業で、目黒区の放課後フリークラブ事業の1つ。

ランドセル来館

小学校の放課後にまとまった遊び場所や時間を確保できるように、下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる。保護者の方が就労等のため、家庭で保育できない場合でも利用できる。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれにおいても自己実現が目指せること。この計画では、子どもがすべての家庭で大切にされるよう、保護者が子育ての時期に、子育てと仕事の調和が図られていることに重点を置いて用いている。

YAサービス

中学、高校生世代を対象にしたサービス。読書活動や学習支援だけでなく、職業選択や将来の進路などに関する資料を収集及び提供する。また、専門のコーナーを設けたり、交流のためミニコミ誌を編集・発行したりしている。これらのサービスをヤングアダルトサービスといい、その頭文字をとってYAサービスという。

4 目黒区子ども条例

平成 17 年 12 月 1 日公布
目黒区条例第 63 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

第 1 節 まちづくりの進め方（第 5 条—第 7 条）

第 2 節 子育てを支えるまち（第 8 条・第 9 条）

第 3 節 子どもが安心できるまち（第 10 条・第 11 条）

第 4 節 子どもが参加できるまち（第 12 条・第 13 条）

第 5 節 子ども一人ひとりのことを大切にすまち（第 14 条・第 15 条）

第 3 章 子どもの権利の相談と擁護（第 16 条—第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

付則

前文

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在です。一人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があり、これを大切にすることを約束しました。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表したり、様々な場に参加したりするなど経験を重ねる中で、失敗を恐れずに挑戦し、結果に対する責任を学ぶことで、自分の生き方を考えながら成長していくことができます。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えとともに、子どもが自立し、責任ある社会の一員となるよう導いていく役割を担っています。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会の形成につながるという考えのもと、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。

2 この条例で「権利」とは、児童の権利に関する条約において認められる権利のことをいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、目黒区にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

(基本の考え方)

第3条 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりは、次の基本の考え方に基づいて進めます。

- 1 子どもの幸せを第一に考えること。
- 2 子どもの年齢や成長に配慮すること。
- 3 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域ぐるみで行うこと。

(大人の役割)

第4条 目黒区は、子どもの権利の尊重と子育ての支援についての施策を、国や東京都などと協力して進めていきます。

2 保護者は、子育てに第一の責任を持つ人として、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢や成長に応じた支援や指導に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設は、子どもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、子どもが自ら進んで学び、成長していけるよう支援や指導に努めなければなりません。

4 区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努めなければなりません。

第2章 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

第1節 まちづくりの進め方

(子ども総合計画)

第5条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、目黒区子ども総合計画をつくります。

2 目黒区子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 区長は、目黒区子ども総合計画をつくる時又は見直すときは、あらかじめ目黒区子ども

施策推進会議の意見を聴きます。

4 区長は、目黒区子ども総合計画をつくるとき又は見直すときは、子どもを含めた区民の意見を取り入れるよう努めます。

5 区長は、目黒区子ども総合計画をつくったとき又は見直したときは、その内容を公表します。

(子ども施策推進会議)

第6条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くため、目黒区子ども施策推進会議を設置します。

2 目黒区子ども施策推進会議は、区長の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

1 子ども総合計画に関すること。

2 その他子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関すること。

3 子ども施策推進会議は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関して、区長に意見を述べることができます。

4 子ども施策推進会議の委員は、24人以内とします。

5 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、職を退いた委員は、再度委員となることもできます。

6 子ども施策推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

(子どもの権利の普及啓発)

第7条 目黒区は、子どもと大人がともに子どもの権利を大切にしよう次のことを行います。

1 子どもの権利の大切さについての理解を広めること。

2 子どもが、子どもの権利のこと、権利を行使するには他の人のことを大切にすることや、そのための社会のきまりがあることを学ぶ機会をつくること。

第2節 子育てを支えるまち

(子育て)

第8条 子どもは、保護者に愛情を持ってはぐくまれ、成長していく権利が尊重されなければなりません。

2 保護者は、特に乳幼児期には、最も身近な理解者として子どもの気持ちを受け止め、こたえていくよう努めなければなりません。

3 大人は、地域ぐるみで子育てを支えるよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第9条 目黒区は、保護者が子どもの年齢や成長に応じた子育てができるよう次のことを行います。

- 1 子育て家庭に対するその状況じょうきょうに応じた支援しえん
- 2 子どもの健康づくりのための支援しえん

第3節 子どもが安心できるまち

(子どもの安心)

第10条 子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、命が守られ、平和と安全な環境かんきょうの下で、安心して生きる権利が尊重されなければなりません。

- 2 だれであっても、虐待ぎやくたいやいじめなど子どもの権利侵害しんがいをしてはなりません。
- 3 大人は、関係機関と協力して、子どもが安心できる生活を守るよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第11条 目黒区は、子どもが安心して生活できるよう次のことを行います。

- 1 虐待ぎやくたいやいじめなど子どもの権利侵害しんがいの予防、早期発見その他の権利侵害しんがいの防止のための必要な対策
- 2 子どもが、安心して、自由に相談できる仕組みづくり

第4節 子どもが参加できるまち

(子どもの参加)

第12条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。

- 2 大人は、子どもの意見を受け止めるよう努めなければなりません。この場合、その年齢ねんれいや成長に応じてふさわしい配慮はいりよをしなければなりません。
- 3 大人は、様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第13条 目黒区は、子どもの意見の表明、体験や学習、活動のため、次のことを行うよう努めます。

- 1 区政、施設しせつの運営や行事への子どもの意見の反映
- 2 子どもが主体的な活動しえんの支援

第5節 子ども一人ひとりのことを大切にすまち

(自分らしさ)

第14条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設しせつ、地域などにおいて、自分らしさを認められながら育つ権利が尊重されなければなりません。

- 2 大人は、子どもが、安全で安心できる環境かんきょうの中で、自分が受け入れられ、主体性がはぐく

まれる居場所を子どもの身近なところに確保するよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第15条 目黒区は、子どもの居場所づくりのため、次のことを行います。

- 1 公共施設などの活用
- 2 子どもが利用しやすい施設の運営

第3章 子どもの権利の相談と擁護

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第16条 区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

- 2 委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のある人から選ばれます。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、職を退いた委員は、再度委員となることもできます。
- 4 次の人は、委員になることができません。
 - 1 衆議院議員又は参議院議員
 - 2 地方公共団体の議会の議員又は長
 - 3 政党その他政治団体の役員
 - 4 目黒区の教育委員会委員、選挙管理委員会委員又は監査委員
- 5 委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、区長は、委員が心身の故障によりその活動ができないと判断したときやふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。
- 6 委員の報酬の額は、目黒区付属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とします。

(委員の仕事)

第17条 委員は、次の仕事を行います。

- 1 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。
- 2 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 3 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のため

めに、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

4 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。

5 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

(申立てができること)

第18条 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。ただし、次のことは、申立てをすることができません。

- 1 裁判所で係争中のこと又はその判決などのあったこと。
- 2 不服申立て中のこと又はその裁決などのあったこと。
- 3 区議会などに請願、陳情などを行っていること。
- 4 委員の活動に関すること。

(委員の仕事の進め方)

第19条 委員は、その仕事を進めるに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- 1 それぞれ独立してその仕事を行うこと。ただし、意見の表明又は改善の要請は、原則として合議の上、行うものとします。
- 2 自己と利害関係のあることにかかわらないこと。
- 3 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とします。
- 4 申立人などの人権に十分配慮すること。
- 5 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。
- 6 調査を行うときには、事前に調査をしようとするものの同意を得ること。ただし、委員が特に必要がないと認めるときは、同意を得ないこともあります。
- 7 工作中は、身分証明書を身に付け、求めに応じ提示すること。

(改善の要請への対応)

第20条 目黒区は、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告しなければなりません。

2 目黒区以外のものは、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告するよう努めなければなりません。

(委員への協力)

第21条 保護者、育ち学ぶ施設、区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要なことは、別に定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第6条及び第3章の規定は、規則で定める日から施行します。

(平成18年規則第88号で、第6条に係る部分については、平成18年12月1日、平成19年規則第79号で、第3章に係る部分については、平成20年1月9日から施行)

付 則 (平成27年3月10日条例第14号抄)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の目黒区子ども条例第16条第4項の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の目黒区子ども条例第16条第4項の規定は、なおその効力を有する。

目黒区子ども総合計画 (令和2年度～令和6年度)

令和2年3月発行

主要印刷物番号
31 - 28号

発行 目黒区
編集 目黒区子育て支援部子育て支援課
〒153-8573
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03-5722-8723 (直通)
印刷 株式会社ドウ・アーバン